

第 76 号 議 案

長崎県産業人材育成基金条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 8 年 6 月 15 日

長 崎 県 知 事 平 田 研

長崎県産業人材育成基金条例の一部を改正する条例

長崎県産業人材育成基金条例（平成28年長崎県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(基金の設置)</p> <p>第 1 条 大学生等（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、高等専門学校（第 4 学年及び第 5 学年に限る。）又は専修学校（専門課程に限る。）に在籍する者及びこれを卒業した者をいう。）の県内企業への就職を促進し、本県産業を担う人材の育成及び確保に資することを目的として、奨学金の返還を支援する事業に要する経費に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第 1 項の規定に基づき、長崎県産業人材育成基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p>(基金の設置)</p> <p>第 1 条 大学生等（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、高等専門学校（第 4 学年及び第 5 学年に限る。）又は専修学校（専門課程に限る。）に在籍する者をいう。）の県内企業への就職を促進し、本県産業を担う人材の育成及び確保に資することを目的として、奨学金の返還を支援する事業に要する経費に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 241条第 1 項の規定に基づき、長崎県産業人材育成基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

長崎県産業人材育成基金で実施する奨学金返還支援事業の対象を拡大することにより、県内企業への就職を一層促進し、もって産業人材の確保を図るため
所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。